



日本弁理士会 副会長
清水 善廣

弁理士一人一人が、知財を活用した中小・ベンチャー企業支援に積極的に関わろう

今月のことば

1. はじめに

政府の知財立国宣言を受け、大企業、中小・ベンチャー企業、公的研究機関、大学、地方自治体など、日本中がいま一丸となって知財立国に邁進しているところです。

日本全国の特許出願件数は42万件を超え、その多くが大企業の出願で占められています。そして、我々弁理士の日常業務はこれら大企業の出願代理が大半を占めているのではないのでしょうか。これら、大企業においては、経済面、人材等の面において恵まれ、経営戦略の中で知財戦略が機能し、国内市場に止まらず、グローバルな展開を見せております。

一方、中小・ベンチャー企業の場合、一部の知財管理、知財経営戦略の進んでいる企業を別として、一般的には、大企業に比して、経済面、人材等の面で十分な基盤を有していないため、知財の創造、保護、活用のあらゆる場面において、様々な障害や困難に直面しています。

知的財産推進計画2005においても指摘されているとおり、我が国の産業における基盤的技術を担うとともに、素材の加工や部品の供給等を行うことにより産業基盤を支え、また、地域における雇用の創出など地域経済の担い手としても大きな役割を果たしている中小・ベンチャー企業が、知的財産を創造し、それを有効に活用し事業化に結びつけていくことを戦略的に進めていくことは知財立国の実現のため、非常に重要なことと思われま

す。このような観点から、中小企業庁、地方経済局、地方自治体、独立行政法人中小企業基盤整備機構など関係諸機関によって知財を活用した中小・ベ

ンチャー企業支援の施策が重点的に実行されているところです。

以上のような状況下において、知財の専門家たる我々弁理士には、その活躍が大いに期待されています。

2. 日常業務を通して

知財の創造、保護、活用のあらゆる場面において一貫関与することが認められている知財の専門家たる弁理士には、いまこそ、その能力を中小・ベンチャー企業の振興のために果たす使命を負っているものと思います。

今までの日常業務とは別に、中小・ベンチャー企業に関わる仕事を最低1年に1社は増やしませんか。弁理士全員がそのように1年に1社、相談、調査、出願、権利化、ライセンス、訴訟など、得意分野において支援するだけでも、1年に6,000社近くの中

小・ベンチャー企業支援を行うことができ、その波及効果には大なるものがあると思います。一部の会員は、既に、積極的に技術移転に取り組んでおりますが、公的研究機関、大学、或いは、特許開放に積極的な企業をクライアントにもつ会員においては、出願業務に止まらず、中小・ベンチャー企業への技術移転、或いは、中小・ベンチャー企業からの技術移転等も、日常業務としてより積極的に取り入れてもらいたいと思

とって力強い助っ人となれるものと思います。

3. 情報開示を通して

中小・ベンチャー企業支援の第一歩として、まずは、中小・ベンチャー企業が求めている会員情報を開示して下さい。

中小企業は、自社の専門性にあった、面倒見のよい、真剣に支援してくれる弁理士を探しています。個人情報保護法の関係もあって、自らが情報発信しない限り、中小・ベンチャー企業に対して、ユーザーが利用しやすい会員情報は伝わりません。

事務所のホームページも見直し、中小・ベンチャー企業が利用しやすいホームページ作りを考えてみる必要があるかもしれません。

尚、日本弁理士会では、今年は、会員情報の開示に関する二次に亘る改善を予定しております。第一次改善として、今月を目処に、現行「弁理士リスト」について、検索速度・検索結果表示速度の高速化、画面全体の見やすさ、利用者の操作の簡便化を図った新バージョンを公開します。このように利用しやすくなる「弁理士リスト」に、是非とも、登録を行って下さい。

また、第二次改善として、10月を目処に、新「弁理士リスト」を公開すべく関係委員会において、検討・準備を進めています。

新「弁理士リスト」は、現行「弁理士リスト」の専門分野・技術分野を中心とした情報だけではなく、弁理士がユーザーにどのようなサービスを提供できるか、という観点からの掲載情報の充実を図ります。特に、弁理士情報、知的財産サービスへのアクセスに困難を生じている中小企業・ベンチャー企業向けに特化した情報ナビゲーションもあわせて採用する予定です。第二次改善のための会員へのアンケート調査の実施の際には、多くの会員からの回答を期待しております。アンケートに回答し、積極的に中小・ベンチャー企業の支援に力を奮って下さい。

4. ふるさと支援隊への参加を通して

東京等大都市にも中小企業の集積地は存在しますが、多くの中小企業は、地方に集まっているのではないのでしょうか。地方自治体が積極的に進めている知財立県構想などを実現するには、地方在

住の弁理士の活躍が期待されていますので、地方研修を積極的に進め、地方の中小・ベンチャー企業のニーズに応えられるべく対応しています。しかしながら、ニーズの多種多様性を考えると、必ずしも地方在住の弁理士だけですべてのニーズに応えることができないという現実もあります。そのために、大都市の弁理士、或いは、特定地域在住の弁理士が、他地域において、中小・ベンチャー企業の支援を求められることがあります。このため、本年は知的財産支援センターを中心にふるさと支援隊を編成し、地方の中小・ベンチャー企業のニーズに応えることとしています。現在800人を超える会員の登録がありますが、まだ登録していない会員は、是非登録し、ふるさと支援隊に参加して下さい。

5. 自己研鑽を通して

中小・ベンチャー企業の仕事の特徴は、単なる出願・権利化業務に止まらず、経営者から経営的なアドバイスも求められることが多いことだと思います。会員の約50%は、個人事業主等として自らが事務所経営をしているわけで、或る程度の経営センスというものを持ち合わせているものと思います。また、大企業、中小・ベンチャー企業、公的研究機関、大学など多種多様なクライアントの仕事を通して、日常的に、近代的、グローバル化した経営戦略も垣間見ているものと思います。そのような恵まれた環境や経験を生かし、更に自己研鑽を積んでいくことで、中小・ベンチャー企業が欲する知財の専門家としての経営マインドや、支援スキルを身につけていくことが重要と思います。日本弁理士会においても、各種研修を用意して、会員の研鑽をサポートしていくつもりです。是非、積極的に研修に参加して、中小・ベンチャー企業に対する支援スキルに磨きをかけて下さい。

6. むすび

この知財立国の時代の中で、度重なる弁理士法改正、制度改革によって、弁理士に対して知財専門職として活躍できる場を与えられていることを自覚し、大いに中小・ベンチャー企業支援に邁進しましょう。